

昭和二十五年七月二十五日提出
質問 第四八号

連合国最高司令官の要求にかかる事項の実施についての国内法的措置に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年七月二十五日

提出者 梨木作次郎

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

連合最高司令官の要求にかかる事項の実施についての国内法的措置に関する質問主意書

一 連合最高司令官が、政府に対し指示した事項で、一般に人民を拘束するものについては、日本の憲法に従った立法手続をふんで実施すべきものと考えるが、政府の見解如何

二 連合最高司令官が、日本政府に対してなす指示で、例えば集会示威行進を禁止するような憲法をこえた事項については、その国内法的立法措置に関する一般原則を明示されたい。

この点につき、大橋法務総裁は、事実上の措置による旨を答弁したが、これでは官憲並びに人民のよるべき行動の規準が明示されないため、官憲の専制と基本人権の侵害をもたらす危険があると考え、政府の見解如何。

三 連合最高司令官の指示にかかる事項で、日本官憲又は人民に対してなされた特定のものの、(例えば特定の集会を禁止する指示。)については、これが日本官憲に出されたものか、直接人民に出されたものかを明示し、かつ、その内容を明示するように、政府が日本官憲を指導監督することが、行政上の責

任と混乱をなくし、基本人権を保障するため、必要と考えるが、これに関する政府の見解如何。

右質問する。